

『千五百番歌合』顕昭判における証歌引用の方針

山崎 真 古丸

はじめに

本稿は、『千五百番歌合』を中心に、判詞中にみられる顕昭の先行表現撰取に関する指摘について先に行った検討の続考である。これまでの論では、撰取を指摘された先行表現の種別を次にあげるような「A本歌」「B類歌」「C証歌」と分類した上で、主に「A本歌」の例を取り上げ、撰取の方法及び範囲に対する顕昭の認識について考察を加えた。¹⁾

A本歌 詠作主体が意識して撰取していると判者が認めたもの。

やや断定的でないもの(A)も含む。……………156(25)例

B類歌 詠作主体の意識に関わらず、判者が類想であると認めたもの。

……………20例

C証歌 詠作主体の意識に関わらず、判者の主張の根拠としてあげたもの。

……………72例

方法や範囲といった撰取に際しての具体的な指摘を検討してきた

が、顕昭の先行表現に対する姿勢——さらには言えば、詠作に当たり、先行表現とどのような緊張関係を保っていかにかについての基本的認識を考察するためには、これまで取り上げた例に加えて、「C証歌」に分類した例をも検討する必要があると思われる。

従来、顕昭判詞が実証的、あるいは歌学的知識に基づくとされてきたのは、「C証歌」の例において、顕昭が自己の主張のために多様な先行表現を豊富に引用する点を捉えてのことであったと思われる。「C証歌」の例はこうした評価の根拠とされるに留まっていたが、これら「証歌」引用の検討により、顕昭の姿勢を考察することが可能になると考える。

そこで本稿では、これまでみてきた撰取の方法及び範囲に対する認識をも考慮に入れつつ、『千五百番歌合』における顕昭の証歌引用の方針、すなわち先行表現を「証歌」として豊富に引用しつつ、顕昭が判詞中で行った主張とは何だったのかを探ってみたい。

一 証歌引用による主張

先に示したように、「C証歌」とした例は、72例みられる。これらを検討し、顕昭の主張を整理したものを次に掲げる。批評対象の一首に対する判詞において、複数の先行表現が指摘されることがあるので、用例の番数は全72例よりも少なくなっている。

多くが歌の評価に関わって、先行表現との関係を問題とした主張であるが、中には先行の歌合判詞を利用して評価を述べる方法をと

つていものもある。また、歌の評価に関わらない指摘もみられるので、これらを末尾に加えている。

- ・先行例が存する語を詠むべき― 1208 右 1217 右 1251 左
 - ・撰取した先行例に一致する語を詠むべき― 1209 右 1209 右 1240 左 1262 右 1276 左 1292 右
 - ・先行例に一致する用法で詠むべき― 1293 右 1331 右 1336 左
 - ・先行例に一致する発想を詠むべき― 1217 左 1241 左 1241 右 1252 右 1257 左 1257 左 1276 左 1277 右
 - ・先行例に一致する発想を詠むべき― 1320 右 1330 左 1334 右 1338 左 1348 右 1350 右
 - ・詞のよせのある語を詠むべき― 1210 左 1221 右 1252 左
 - ・歌病に抵触しないように詠むべき― 1215 右 1223 右 1234 左 1337 右
 - ・先行例に類似した表現は詠むべきでない― 1225 左 1239 左改 1309 左 1327 左
 - ・先行の歌合判詞を利用して詳細を述べる方法― 1215 右 1223 左 1225 左 1275 右 1309 左 1327 左
 - ・歌の評価に関わらない指摘― 1223 右 1264 左 1279 右 1288 左 1293 左 1298 左
- 撰取の範囲に対する認識についての論で示したように、撰取の対象による分類を行うと、「〇証歌」とした例においては詞・特定の語句(のみ)の撰取についてのものが圧倒的に多くみられる。今回の検討でも心(発想・趣向)の撰取について述べたものは「先行例に一致する発想を詠むべき」という主張のみであって、顕昭の詞に対する注目が顕著であることを示すものと言えよう。以下、それぞれの主張について検討していく。

二 先行例が存する語を詠むべき

詞の出目の確かさを問題とする主張である。典拠となる先行例が存するならば良いというもので、特に否定的に評することはない。

①千二百十七番 右負

丹後

わりなしや露のよすがを尋きてものおもふ袖にやとる月かけ

：右歌、「露のよすが」と侍、源氏のこと葉には、「あさから

ぬよすがにかけて」などいへること葉は侍にや。歌もや侍らん。万葉には、「しがの山いたくなきりそあらおらがよすかのやまとみつゝしのばん」と侍。ひこひめが和歌の式には、

「あひみるめなきこのしまにふけよりてあまそでみちぬよすが浪なり」。是等にていかなる詞とは心えられ侍なん。此歌のこゝろもたがひ侍らす¹⁰²。：

②千二百五十一番 左負

季能卿

おきつ浪あらみの磯のいはにおふる松にもにたる袖のうへかな
左歌は、「くさかけのあらみのさきのかさしまをみつゝや君が山路こゆらん」とよめる歌、万葉に侍は、「あらみのいそも侍らん。磯と崎とはかよはしてよめることおほし。」としまが崎とも、「としまがいそ」ともよめり。：

これらの例を見ると、『源氏物語』や『萬葉集』に典拠が存することをもちて語の出目の確かさを保証している。先の撰取の範囲に対する認識についての論でもふれたが、歌に詠むべき語として認め

る姿勢が窺われる。

千二百八番右歌についての判詞では、「いはれ野」という語は「古歌」和漢朗詠集・秋興・丹比国人にみられるが、『萬葉集』に採られたものと歌句が異なるので、典拠にやや疑問があるとす。但し、『後拾遺集』秋上・305・素意判詞では「良暹」の作とするに例がみえることから、「ふるくもよみて侍にこそ」として許容している。

三 摂取した先行例に一致する語を詠むべき

先行表現を摂取したことを指摘した場合、前節でみた例のように単に先行例が存すればよいというのではなく、その摂取した先行例にみえる語を詠むべきであるという主張である。

③千二百九番 右負

寂蓮

おもふことちえのうらははうき木だによりあふ末はありとこそきけ

右歌は、万葉に、「秋かぜのちえのうらははのこつみなる心はよりぬ後は知ねど」侍歌の心か。此歌には「うき木」と侍り。万葉には「木積」と侍り。「こつみ」とは、波にうかべる木のえだなんどのしほにひかれて浦々にながれよるを申にこそ。万葉には又よめる。「ほりえより朝塩みちによるこつみかひにありせばつとにせましを」。されば、「こつみ」とよまずして

「うき木」とよまれむは本歌にやたがふべき。又法花経には、「一眼の亀のうき木のあなにあへるがごとし」とどけり。うみのかめいるばかりのあなあらば、うき木もちいさからじ。又

張籍うき木に乗て河の水上をたづねたり。又海渚の人も槎にのりて天河へいたりて七夕ひこほしにあへりといへり。小大君が歌にも、「天河うき木にのれる我ならば君があたりにはふはきなまし」とよめり。万葉の「木積」をさへて「うき木」とよまむことはいかゞ。…

「うき木」という語も典拠を持つものではあるが、当該歌が摂取している萬葉歌には「こつみ」とあるので、「本歌」と異なる語を摂取する積極的な理由が見当たらないとして否定的に評している。

④千二百七十六番 恋三 左持

女房

はまひさしくもみぬ君なれやあふよをなみの波まなければ

左歌は、万葉に、「なみまよりみゆるこじまの浜ひさぎひさしくなりぬ君にあはずして」と侍歌につかは、「浜ひさぎ」とよみ侍べきを、伊勢物語、もしくは雑芸集などに、あるひは「はまひさし」とかける本の侍につきて、「はまひさし」ともよむことの侍るに、ひとへに万葉を本として、「みゆるこじまのはまひさぎ」とよみつゞけ侍らんときは左右に及侍らず。たゞ、「浜ひさしく」とばかりつゞけられん時は、「はまひさし」、くるしみ侍まじ。』ひさぎにてもひさしにても心にまかせ侍べし。…

『萬葉集』にみられる「はまひさぎ」の形と、あるいは『伊勢物語』や『雑芸集』（未詳）にみられる「はまひさし」の形とではどちらがよいかという議論である。最終的には、次節で述べる語の用法に

も関わってくるが、それぞれ撰取した先行例に一致すればよいのであってどちらでも構わないという判断を下している。

⑤千二百六十二番 右勝

通具朝臣

2523 いまこんとちぎりしことは夢ながらみしよに、たる有明の空

…右歌、「いまこんといひしばかりに」と申歌にとりかゝるべくは、おなじくは「有明の月」とちめられ侍なん。「そら」もひが

「ことならねど」、ふたつにとらばのことに侍り。かやうのことは、人のこのみくに侍れど、ふるきやうを申侍るなり。…

同様の指摘は、千二百九十二番右歌、千二百九十三番右歌、千三百一十一番右歌、千三百三十六番左歌の判詞にもみられる。千二百九十三番右歌、千三百三十六番左歌の判詞をみると、許容する条件も存するようだが、「ひがことならねど」、ふるきやうにはたがひでないまでも、理想的ではない旨を主張している。

四 先行例に一致する用法で詠むべき

①千二百十七番右歌判詞に「此歌のころもたがひ侍らず」とあるものや、④千二百七十六番左歌判詞の「はまひさき」「はまひさし」の例でもみられたように、語の用法を問題とする主張である。先行例が存する語であっても、その用法が先行例と異なっている場合、もしくはふさわしい用法ではない場合には否定的に評価している。特に、掛詞の用法についての指摘に多くみられるようである。

⑥千二百四十一番 左持

有家朝臣

2480 立帰れままつほどのひるまだになく、袖をしぼりつる哉

右

忠良卿

2481 恋をのみしづやのこすけ露ふかみかりにも袖のかはくまぞなき

左歌、「ひるまだになく、袖を」と侍る、打まかせたるつゞけやうにて、上にはひるまなしといひ、下にはねをなくよしにそへつゞけられたる、よろしき歌には侍らねど、源氏の物語などには、「いづくにか身をはすてんと白雲のかゝらぬ山もなくぞゆく」などよめることおほかれば、とがめ侍へからず。右歌、かゝらのしづやのこすけの歌につきて、「露ふかみかりにも袖のかわくまぞなき」など、おかしく侍に、「恋をのみしづや」とつゞけ侍ることは、ふるくいとみえ侍らず。「恋をすま」などは侍めり。されどちか比はかく侍めれば、ひとりかゝと申さんは、ひがことにてぞ侍べき。かちまけさだめ申がたし。

用法が先行例と異なると評する右歌に関しては、千三百三十番左・隆信歌「恋をのみしづが門田」のひたぶるにをとたふるまで秋はてねとや」についても「左歌」「恋をのみしづが門田」とつゞけられたるは、「こひをすま」などよみ侍やうに、「こひをしつ」とよまれ侍歎。近比は、さる歌時くみえ侍れど、昔はみえ侍らぬにや。ひとへにひがこと、申には侍らず。ふるきうたをかんがへられ侍らんとためにおどろかし申ばかり也」と述べる。

また、ふさわしい用法ではないと評する左歌に関しては、千二百五十二番右・家長歌「きよ衣かきぬることのなきてのみ涙に袖の朽やはてなん」についても、「腰の句の」「なきてのみ」と侍、上句のことはによらば「無」といふ心、下の「涙」によらば「ねをなく」とよめり。されど、ふるぎ物語などに侍はとかく申がたし。歌合は物がたりの歌にはなるべくも侍らねば、「なきてのみ」の詞いかゞときこえ侍れば、左勝と申べきかと述べる。

この他にも、千二百五十七番左歌「つれなきはなをかはらでや山しなの」：「止む・山科」に対しては「いはれぬつきにや」とし、千二百七十七番右歌「うらかせやこよひもまつに深にけり」：「更ける・吹く」に対しても否定的に評している。但し、「ふるく」はなくとも「ちか比」の歌に用例が存したり、『源氏物語』などの確かな典拠に用例がみられたりする場合には、強く主張するわけではない。

掛詞の用法以外にも、次のような例がみられる。

⑦千三百四十八番 左負 良平
わすらるゝ身をしる雨のゆくゑとやうかりしまゝに袖の朽ぬる

左歌、「藤原敏行が業平がもとに侍ける女のもとへ文つかはしけることはに、雨のふりけるをなんみわづらひ侍といへりければ、かの女にかはりてなりひらがよめる、「かずくにおもひおもはずとひがたみ身をしる雨は降ぞまされる」、又源氏物語に、「きみだれのふりやまぬにつけて、「つれなくと身をしる雨のをやまねば袖さへいとみかきまなりて」、後拾遺

にも、「雨のふりける日、和泉式部、「みし人にわすられてふる袖にこそ身を知雨はいつもをやまね」、堀河院百首の春雨に俊頼朝臣、「つくくとおもへばかなしかずならぬ身をしる雨はをやみだにせよ」。しかるに、ちかごろの人々、なみだをひとへに身をしる雨」とよめり。「身をしる」詞は涙にもかよみぬべし。されど、まことの雨によせてのみよみ侍り。：

当該歌もそうだが、「ちかごろの人々」が単に涙の意で「身をしる雨」と詠む用法を否定的に評している。証歌として引用する『古今集』『源氏物語』『後拾遺集』『堀河百首』の例でも涙の意を含むが、これらは実際の雨によせて涙を詠んでいるのであって、単独で涙の意を表すことは先行例にはみられないという批判である。

この他、千三百二十番右歌、千三百三十八番左歌では、当該歌に詠まれた状況が先行例と異なる点を指摘している。また千三百五十五番右歌では、「古き枕」という語が先行例では「ふるききをおもふこゝろ」として用いられているので、恋の題にはふさわしくないとする。

五 先行例に一致する発想を詠むべき

先にも述べたが、「証歌」を引用しつつ行う主張においては唯一心（発想）を問題としたものである。先行例において一般的に詠まれていた発想と異なる場合には否定的に評価している。

2530 ⑧千二百六十六番 左負 季能卿
あひみても後つかららうき名をばとめぬ命にかへんとぞおもふ

左歌は、つねには、「逢に命をかふ」とこそよみならはして侍れ。「命やはなにぞは露のあだ物をあふにしかへばおしからなくに」、「人しれず逢をまつまにこひしなば何にかへたる命とかいはん」、「かやうによめるに」、左歌は、「いのちにかへん」ともいはれずして、あはれなはかしきことにてあるを、後つらからんうき名のとまらん事を命にかへんとおもはれんはいかゞせん。「とめぬ命にかへん」とよまれたることばのつゞきの心えられぬ、いかが。

一般的には、恋しい人との逢瀬を命と引き換えにしてもよいと詠むのであって、浮き名が立たないことを命と引き換えにして願うというのは先行例と異なると指摘している。

この他に、千二百二十二番右歌、千二百三十一番右歌においても、当該歌の発想が先行例と異なることを否定的に評価している。但し、これらは単に先行例と異なること自体がいけないというのではなく、恋の嘆きの切実さが伝わらないため、結果的に先行例よりも劣っている点を問題としていると思われる。

また、千三百十三番右歌、千三百十五番左歌に対しては、逆に先行例に適った発想を詠んでいる点を「ことばあり」「いみじ」と肯定的に評価している。

六 詞のよせのある語を詠むべき

詞のよせのある語、すなわち一首の中で相互に関連する詞、縁の

ある詞を合わせて詠むべきであるという主張である。

◎千二百廿一番 右負

家隆朝臣

2441 をのつからたのむ夢路はむなくしていつかうの恋はさむべき

右歌、ゆめちなどよみては、よせある詞やいさかも侍へきさればふるくも、「夢ぢにはあしもやすめずかよへどもうつゝに人めみしことはあらず」、又、「夢路にも露やをくらんよもすがらかよへる袖のひちてかわかぬ」などこそ

(A) よまれたれ。左勝歎。(宮内庁書陵部本)

(B) よみて侍れ。^{よまれたれ}「されど又、さもなくて「夢ぢ」とよめる

ことも侍れ」ば、あながちのどがにもあらず。さりながらも左歌めづらしければ、可勝歎。(高松宮本)

(「」内は、桂宮本によって補入)

但し、再判本系統の高松宮本・桂宮本にみられるように、詞のよせが無い例も多いため、この点が大きな難点にはならない。千二百十番左歌、千二百五十二番左歌でも、詞のよせが必要とはいうものの、よせが無い場合であっても「古くはさのみこそ侍れ」として先行例を挙げるなど、許容しているようである。

七 歌病に抵触しないように詠むべき

これは早くから歌合判詞では常套的な批評となつていているものである。早い時期には比較的厳しく取り上げていたこともあるようだが、この時期には実質的にさほど重視されてはいないと思われる。顕昭

も、理想的には歌病に抵触すべきでない」と主張するものの、前節の詞のよせについてと同様に、先行例が存することから、大きな難点としてゐるわけではない。

⑩千二百十五番 右勝

通光卿

2429 古はしちのはしがきも、夜ともたのむればこそそれにつけても

右歌は、「しちのはしがきも、よ」などよまれたるは、昔より

よみ来れることなればはじめて申へからず。天徳四年内裏の

歌合に、平兼盛が歌に、「ひとへつゝやへ山吹はひらけなむほどへて匂ふ花とたのまん」と侍をば、判云、「やへ山吹のひとへつゝひらけばひとへ山吹にこそ。本意なくやあらむ。又上句はての文字、下句におなじ文字あり」とて侍に、同歌合に、

少弐命婦歌に、「あしびきの山がくれなる桜花ちりのこれりと風にしらすな」と侍歌をばいとをかしくて、「さてもありなん」とて勝侍ぬ。されば、同病なれどかちまけは歌のよしあり、

若は難のありなしによるかと心えられ侍は、右歌可勝侍。

⑪千二百卅四番 左負

公継卿

2466 いかで我しのびになるゝうつりがのたえぬ句を袖にかさねん

左歌、上句の「うつりが」と下句の「にほひ」とは、同心病にて

侍に、六条右大臣歌合に、「わがやどのはな橘の匂ひにはひとりぬるよもうつりがそする」と侍歌、かちて侍とて、病あれど勝よしの証歌にいだして侍れども、くはしくそのよし

をしるさねばおぼつかなし。此歌は病ありとも、つがひの歌

むげにわろくやはべりけん。判者の心はかりがたし。

⑩千二百十五番右歌は声韻病、⑪千二百卅四番左歌は同心病であるが、ともに先行の歌合判詞を引用して、否定的評価とする反証としている。また、千二百五十四左歌、千二百五十五右歌においても、証歌の引用はみられないものの、歌病の指摘がある。

八 先行例に類似した表現は詠むべきでない

撰取の範囲についての論において取り上げた、『千載集』入集歌など比較的近い時期に詠まれた歌の表現との類似を戒める指摘とほぼ重なるものである。

⑫千二百廿五番 左負

隆信朝臣

2448 石河やせみのをがはのながれにもあふ瀬ありやとみそぎをぞする

左歌は、左大臣家の百首の歌合に、折恋に、「いしかはやせみのをがはにいくしたてねきし逢瀬は神にまかせつ」とよめる歌

侍りき。その作者違さためておほえられ侍らん。但、長承の

ころほひ、頭輔卿歌合に、「こひわびておつるなみだのたまならばちはこのかずもつきやしなまし」、藤雅親が歌なり。そのち保延のころ、家成卿歌合に、「君こふるなみだの玉をぬぎ

をきてもゝくるまにもつみてみせばや」、藤宗国歌なり。基俊判云、さきの歌合に、「なみだの玉ちはこの歌あり。今の歌合に、「涙の玉もゝ車」の歌あり。わすれて詠するにても、こ

ひねがひてよめるにても、千箱百車、これ同事也。古歌二度

よむは歌合にゆるさぬこと也。遼東のゐのこにたとふべしといへり。然者、此左歌すてにこのとがををかせり。

『六百番歌合』恋二・祈恋・667の自詠に詠んだ表現であるために、類似の指摘がややばかした形でなされているのであろう。この他の例では、かなり厳しく非難して、否定的評価を加えている。

九 先行の歌合判詞を利用して評価を述べる方法

これまでは、批評対象の歌と先行表現との関係についての、歌の評価に関わる顕昭の主張が窺える例をみてきた。証歌を引用しつづ行うその主張には、先行例を重視する姿勢が反映されていたが、ここではそうした評価を判詞中に示す方法について考えてみたい。

これまで取り上げた例にもみられたが、顕昭判詞には先行の歌合判詞を引用することによって、当該歌の評価を示すという方法が用いられている例が存する。これも、先行の歌合に同様の議論が存した場合、評価の先例を参考にするということがしばしば行われたように、歌合判詞においてはよく用いられる常套の手段ではあるが、顕昭判詞の場合は多少事情が異なるように思われる。

例えば、⑩千二百十五番右歌判詞では天徳四年(九六〇)『内裏歌合』の実判を引用しているが、声韻病の代表例として平兼盛と少式命婦の歌を挙げ、歌によって評価が変わるのだと述べるのは『俊頼髓脳』に始まるようである。以降、『和歌童蒙抄』、『奥義抄』、『袋草紙』、仁安二年(一一六七)『太皇太后宮亮経盛歌合』(清輔

判)にみられ、当該の建仁二年(一一二二)『千五百番歌合』冬二・九百三番(季経判)や、『八雲御抄』にも同様の指摘がみられるが、顕昭判詞と記述が最も近いのは『俊頼髓脳』である。先行の歌学書の記述を意識しながら、判詞の引用を行っているものと思われる。また、前節でみた⑫千二百廿五番左歌判詞や、千三百九番左歌判詞、千三百二十七番左歌判詞では、先行の歌合判詞に評価をすべて語らせて、改めて当該歌に対して具体的に言及することなく最終的な評価を下すという方法をとっている。こうした点から、従来の判詞とやや異なった手法だと思われるのである。

十 歌の評価に関わらない指摘

前節に続き、もう一点顕昭判詞の特徴的な側面について述べる。歌合判詞においては、当該の番において左右歌の優劣を判定するために記述が行われるのが一般的であろうと思われる。顕昭判詞においても、これまでみてきたようにこの目的のために様々な検討がなされているわけだが、時にこうした歌の評価に関わりない指摘が行われる場合がある。

例えば、千二百八十八番左歌の「わすれ草」しのお草」や、千二百九十三番左歌の「しぎのはねかき」しちのはしがき」といった、早くよりいわゆる難義として歌学書等で議論の対象となってきた語に対し、自説を述べるものがこれに当たる。

また、千二百七十九番右歌の「さきがに」という語が「日本紀」の衣

通姫の歌にあり、さらにその注に蜘蛛の別名という記述があると指摘した後、「又申様も侍れど、此うたにつきてはよしなくや」として、こうした指摘が当該歌の評価に直接関わらないことを自覚している発言もみられる。

このような点こそが、冒頭で述べた実証的、あるいは歌学的知識に基づくとされてきた従来の評価にも関わると思われるが、こうした本来の批評という営為からやや逸脱し、注釈と言えるような営為へと踏み出すところに、顕昭判詞の特徴を見出すことが可能である。

おわりに

以上、「C証歌」に分類した例を取り上げて、先行表現を「証歌」として豊富に引用しつつ、顕昭が判詞中で行った主張を考察してきた。先行例が存する語を詠むべきという主張が基本になっているものの、批評対象の歌が先行表現を摂取していることが明らかに認められる場合には、単に先行例が存するだけではなく、その摂取した先行例にみえる語を詠むべきであるとする。また、用法や発想についても先行例に一致するものを詠むべきだとしており、「ふるきやう」といった先行表現を重視する姿勢の強いことを窺わせる。但し、詞のよせや歌病についての指摘では、実際に例が存すれば強く主張するとはない。単に旧来の伝統的・保守的な考えに固執するのではなく、あくまでも実例を尊重する立場をとっている。

また、こうした「証歌」を引用する例の検討を通して、顕昭判詞の

特徴的側面も明らかになってきた。先行の歌合判詞によって評価を代弁させたり、注釈的要素の高い記述を行ったりと、批評という営為に留まらない内容を含み込んでいる点が認められるのである。

今後は、このような先行表現に対する顕昭の対峙の有り様を考慮に入れて、顕昭判詞の検討を進め、先行表現摂取の効果に対する認識を明らかにすることへつなげていきたい。

〔注〕

(1) 拙稿「顕昭判詞にみる先行表現摂取の方法に対する認識——

『千五百番歌合』を中心に——」、『国文学攷』166 平成12・6)。

「顕昭判詞にみる先行表現摂取の範囲に対する認識——『千五百番歌合』を中心に——」、『古代中世国文学』15 平成12・7)。

(2) 本歌合の本文は、宮内庁書陵部本を底本とした、有吉保氏『千五百番歌合の校本とその研究』(風間書房 昭和43)に拠るが、明らかに底本の誤脱と思われる箇所は高松宮家本に拠って訂している。また、句読点等私に表記を改めた箇所もある。なお、判詞中に引用された和歌の歌番号等は、『新編国歌大観』に拠っている。

——やまさき・まさかつ、広島大学文学部国文研究室勤務——